

1 年 保 存

機 密 性 2

平成 24 年 10 月 9 日から  
平成 25 年 10 月 8 日まで

基監発 1009 第 2 号

平成 24 年 10 月 9 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

( 契 印 省 略 )

平成 24 年度「労働時間適正化キャンペーン」における重点監督の実施  
について

「労働時間適正化キャンペーン」(以下「キャンペーン」という。)の実施については、平成 24 年 10 月 9 日付け基発 1009 第 2 号「平成 24 年度労働時間適正化キャンペーンの実施について」により指示されているところであるが、「平成 24 年度労働時間適正化キャンペーン実施要領」に基づき、キャンペーン期間(11 月)中に長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止及び賃金不払残業の解消に係る重点監督を実施することとするので、下記事項に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

- 1 各署においてキャンペーン期間中に計画している定期監督 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX を実施する場合は、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止及び賃金不払残業の解消を重点事項として、その実態を確認し、関係通達に基づき確実な指導を行うこと。  
この場合、平成 24 年 2 月 14 日付け基発 0214 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の 4 の(1)のイの(ア)に基づく監督指導の対象となる事案については、本期間中に優先的に監督指導を実施するよう配慮すること。  
また、平成 24 年 5 月 18 日付け基監発 0518 第 2 号「時間外労働協定の適正化に係る指導の徹底について」記の 2 の確認及び平成 11 年 4 月 16 日付け基発第 250 号「一般労働条件の確保・改善に係る監督指導の実施要領について」の記の 3 の(2)のロに基づく措置についても漏れなく行うこと。
- 2 本監督指導を実施した全数について、別紙の監督付表を作成すること。

3 本監督指導の結果については、平成 24 年 12 月 14 日（金）までに、全数について労働基準行政情報システムに確実に入力するとともに、入力する際には、監督復命書画面の「監督結果情報 1」のタブ画面の「特別監督対象 1」から「一斉（調査的） 1」を確実に選択すること。

ただし、本期間中に地方運輸機関との合同監督・監査を実施した場合は「合同監督・監査」を選択すること。

4 局においては、署において作成した監督付表の写を取りまとめ、平成 24 年 12 月 21 日（金）までに本省監督課あて送付すること。

## 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止及び賃金不払残業の解消に係る監督付表

( )局( )署

## 1 事業場の属性(選択する項目(※)については、該当するものに✓印を付すること。)

事業場名						
業種 (報告例規)	大分類	中分類	小分類	業		
	労働者数*	<input type="checkbox"/> 1~9人	<input type="checkbox"/> 10~29人	<input type="checkbox"/> 30~49人	<input type="checkbox"/> 50~99人	<input type="checkbox"/> 100~299人
企業全体の労働者数*	<input type="checkbox"/> 1~9人	<input type="checkbox"/> 10~29人	<input type="checkbox"/> 30~49人	<input type="checkbox"/> 50~99人	<input type="checkbox"/> 100~299人	<input type="checkbox"/> 300人以上
労働組合の有無*	<input type="checkbox"/> 過半数組合あり		<input type="checkbox"/> 過半数組合なし		<input type="checkbox"/> 労働組合なし	

## 2 労働時間管理の方法(該当するものに✓印を付すること。部署等によって違う場合は、複数回答可。)

- ① 自己申告制  
 ② 使用者が自ら現認することにより確認し、記録  
 ③ タイムカードを基礎に確認し、記録  
 ④ ICカード、IDカードを基礎に確認し、記録  
 ⑤ その他( )

## 3 労働時間適正把握基準に係る状況(該当するものに✓印を付すること。以下同じ。)

## (1) 労働時間適正把握基準に係る指導票交付の有無

 有  無

## (2) 「有」の場合の指導事項(複数回答可)

- ① 基準2の(1)関係(始業・終業時刻の確認及び記録)  
 ② 基準2の(3)ア関係(適正な自己申告についての十分な説明)  
 ③ 基準2の(3)イ関係(実態調査の実施)  
 ④ 基準2の(3)ウ関係(適正申告の阻害要因の排除)  
 ⑤ 基準2の(5)関係(労働時間を管理する者の職務)  
 ⑥ 基準2の(6)関係(労働時間等設定改善委員会等の活用)

## 4 時間外労働協定に係る状況(該当するものに✓印を付すること。以下同じ。)

## (1) 時間外労働協定締結・届出の有無(特別条項の有無)

 有  無  有  無

## (2) 時間外労働協定締結・届出の有無について「無」の場合の理由

- 時間外・休日労働がない  
 協定の締結・届出が必要なことを知らない  
 協定の締結・届出を失念した  
 その他( )

## (3) 労働基準法第37条違反(賃金不払残業に限る。)の有無

 有  無

## (4) 特別条項の運用について指導した場合の指導事項(複数回答可)

- ① 特別条項付き協定に定める特別の事情により行われたものでないこと  
 ② 特別延長時間を超えていること  
 ③ 特別延長時間まで労働時間を延長できる回数(月数)を超えていること  
 ④ 特別延長時間まで労働時間を延長できる手続が適正に行われていないこと  
 ⑤ 限度時間を超える時間の労働に係る割増賃金の率を定めていないこと

## (5) 平成11年4月16日付け基発第250号「一般労働条件の確保・改善に係る監督指導の実施要領について」の記の3の(2)のロの(ウ)のbに基づく指導の有無

 有  無

## (6) 時間外労働協定の締結当事者が労働者の過半数を代表する者である場合において、当該代表者の選出方法が労働基準法施行規則第6条の2第1項に規定する要件に適合していないことに対する指導の有無

- ① 職制上の地位に関するもの  有  無  
 ② 選出方法に関するもの  有  無

## 5 時間外・休日労働の実績(過去6か月の実績が最も多い労働者について該当するものに✓印を付すること。)

- ① 時間外労働なし  
 ② 1月当たり45時間以下  
 ③ 1月当たり45時間超え80時間以下  
 ④ 1月当たり80時間超え100時間以下  
 ⑤ 1月当たり100時間超え

## 6 平成18年3月17日付け基監発第0317002号・基安発第0317001号・基勤企発第0317001号「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」に基づく指導状況(複数回答可)

- ① 記の4の(2)のイの(ア)関係(80時間超え100時間以下である申出者に対する面接指導等未実施)  
 ② 記の4の(2)のイの(イ) a関係(100時間超え又は2ないし6月平均80時間超えの対象者に対する面接指導等未実施)  
 ③ 記の4の(2)のイの(イ) b関係(100時間超え又は2ないし6月平均80時間超えの労働者を面接指導等非対象)  
 ④ 記の4の(2)のイの(ウ)関係(45時間超えかつ健康に配慮が必要な者に対する面接指導等未実施)  
 ⑤ 記の4の(2)のウ関係(衛生委員会等における調査審議未実施)  
 ⑥ 記の4の(2)のエ関係(面接指導等実施に係る方法・体制の整備等)

## 7 地域産業保健センター利用の教示(労働者数が50人未満の事業場に限る。)

 有  無